



～特定疾病にそなえる保障も選択できます～



T&Dフィナンシャル生命

もしものときに、遺されたご家族が お給料と同じように毎月決まった額を受け取れる保険

Point 1**必要な期間・保障額にあわせた合理的な設計！****Point 2****タバコを吸わない方は保険料を割引！**

健康体割引特約

Point 3**保険料払込免除は、上皮内がんも対象！**特定疾病保険料
払込免除ワイド特則**特定疾病による
「収入減少」をサポート！**

特定疾病収入保障特則

有期年金

確定年金
(1年・5年)

『特定疾病保険料払込免除ワイド特則』の適用が必要です

**特定疾病による
「支出増加」をサポート！**特定疾病一時金特約
(無解約払戻金・III型)

特定疾病一時金

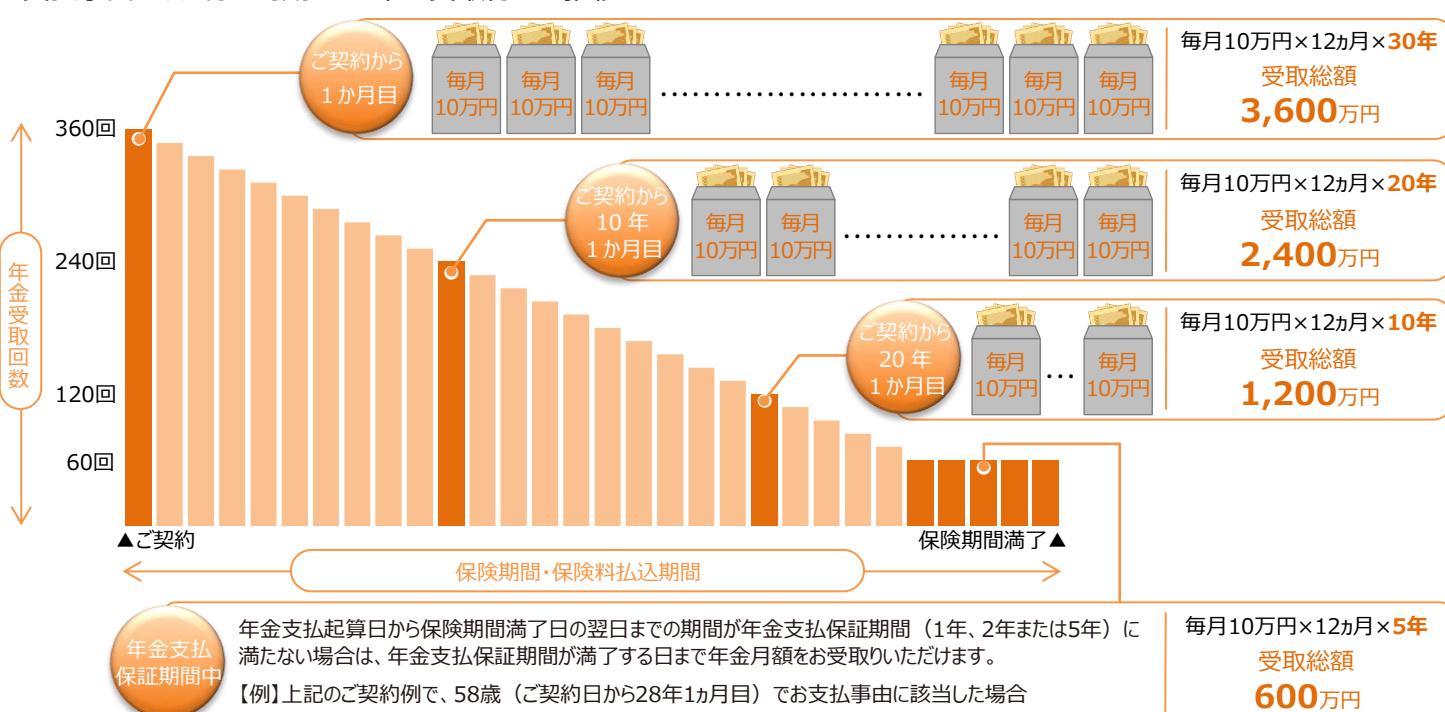
上皮内がん診断一時金

『特定疾病保険料払込免除ワイド特則』の適用が必要です

ご契約例

●契約者（被保険者）：30歳男性 ●保険期間／保険料払込期間：60歳満了 ●年金月額：10万円 ●年金支払保証期間：5年

お支払事由に該当した時期ごとの年金受取総額の推移

**商品の概要**

主な保障内容	遺族年金		高度障害年金					
	お支払事由	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害により、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき					
お支払金額	<ul style="list-style-type: none"> 契約者が指定された年金月額を年金支払起算日（年金の支払事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日）から保険期間満了日の翌日まで毎月（月単位の契約応当日ごと）お支払いします。 年金支払起算日から保険期間満了日の翌日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合は、年金支払保証期間が満了する日まで年金月額を毎月お支払いします。 							
保険料の払込免除	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態になられた場合は、以後の保険料のお支払は必要ありません。							
保険期間	50歳満了～80歳満了（1歳単位）	年金支払保証期間	1年、2年、5年	解約払戻金・配当金	なし			

※所定の高度障害状態、所定の身体障害の状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



この商品は、T&Dフィナンシャル生命を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

主な取扱規程

契約年齢範囲	20歳～70歳（満年齢）	年金月額	5万円以上（1万円単位）
適用・付加できる特則・特約	特定疾病保険料払込免除ワイド特則、特定疾病収入保障特則、特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅲ型）、健康体割引特約、責任開始期に関する特約、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約		

*上記のお取扱は、被保険者の契約年齢等により異なります。また、募集代理店により取扱が一部異なる場合があります。

特定疾病にかかる保障

特定疾病保険料 払込免除ワイド特則 (ご契約時に適用可能)	●ご契約時にこの特則を適用することにより、給付責任開始日*以後、生れて初めて上皮内がんと診断確定された場合、または特定疾病により所定の状態に該当された場合、以後の保険料の払込が免除されます。
特定疾病 収入保障特則 (ご契約時に適用可能)	●ご契約時に有期年金、確定年金（特定疾病年金支払期間：1年または5年）のいずれかを選択のうえ、この特則を適用することにより、特定疾病により所定の状態に該当された場合、特定疾病年金を毎月お支払いします。 【有期年金】 契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病により所定の状態に該当された日の直後に到来する月単位の契約応当日以後、月単位の契約応当日ごとに被保険者が生存し高度障害年金のお支払事由に該当しない限り、保険期間満了日の翌日まで毎月お支払いします。 【確定年金】 契約者が指定された特定疾病年金月額を特定疾病により所定の状態に該当された日の直後に到来する月単位の契約応当日以後、月単位の契約応当日ごとに特定疾病年金支払期間満了日まで毎月お支払いします。
特定疾病一時金特約 (無解約払戻金・Ⅲ型) (ご契約時に付加可能)	●ご契約時にこの特約を付加することにより、この特約のお支払事由に該当された場合、一時金をお支払いします。 【特定疾病一時金】 契約者が指定された特定疾病一時金額を特定疾病により所定の状態に該当された場合、お支払いします。なお、上皮内がん診断一時金のお支払後、特定疾病により所定の状態に該当された場合は特定疾病一時金額の90%をお支払いします。 【上皮内がん診断一時金】 契約者が指定された特定疾病一時金額の10%を給付責任開始日*以後、特定疾病一時金の支払事由に該当せず、生れて初めて上皮内がんと診断確定された場合、お支払いします。

* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※特定疾病収入保障特則、特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅲ型）は特定疾病保険料払込免除ワイド特則が適用されていない場合、適用（付加）できません。

※特定疾病にかかる保障について、くわしくは「重要事項に関するお知らせ兼商品パンフレット」をご覧ください。

【特定疾病により所定の状態に該当された場合について】

●特定疾病保険料払込免除ワイド特則

がん	被保険者が給付責任開始日*以後、保険期間中に生れて初めて所定のがんと診断確定された場合。	
心疾患	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定的心疾患を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。	手術を受けられた場合 または 入院をされた場合
脳血管疾患	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳血管疾患を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。	

●特定疾病収入保障特則、特定疾病一時金特約（無解約払戻金・Ⅲ型）

がん	被保険者が給付責任開始日以後*、保険期間中に生れて初めて所定のがんと診断確定された場合。	
急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。	手術を受けられた場合 または 継続して20日以上の入院をされた場合
脳卒中	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その治療を目的として右記のいずれかに該当された場合。	

* 責任開始の日からその日を含めて91日目。ただし91日目以降に復活をされた場合は復活日。

※所定のがん・心疾患・急性心筋梗塞・脳血管疾患・脳卒中について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

●この資料は、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」の補助資料であり、お支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。この保険のご検討、お申込に際しては、「重要事項に関するお知らせ（契約概要／注意喚起情報）兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ず全般的にご確認ください。

【募集代理店】



株式会社 横浜銀行

〒220-8611 横浜市西区みなとみらい3-1-1

【引受保険会社】

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

[お客様サービスセンター] ☎0120-302-572

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日等を除く)

[ホームページ] <https://www.tdf-life.co.jp>